

6 議題 (1)

審議会の進め方について (案)

第 1 回審議会 資料 3



審議会の目的

【目的】 上下水道事業の健全な運営を図るため

【根拠】 地方自治法第138条の4第3項

【委員の役割】 市長の諮問に応じ調査及び審議を行う

【根拠】 鴻巣市上下水道事業運営審議会条例第2条

【任期】 諮問に係る審議が終了するまで

【審議内容】

○水道料金及び下水道使用料の改定に関する事

○**その他重要な上下水道事業の運営に関する事**

→ 「**鴻巣市下水道事業経営戦略改訂版（案）**」について

今回対象
となる審議

審議事項

経営戦略改訂版（案）に記載されている項目について審議

現行経営戦略（平成31年度～令和10年度）の中間評価
及び後期に向けての見直し

- 将来の事業環境
- 鴻巣市下水道事業の課題の抽出
- 基本方針
- 目標実現に向けた取り組み
- 事業計画と財政の見通し
- フォローアップ体制

審議の進め方

【基本的な進め方】

- 審議事項（経営戦略改訂版（案））について、
以下の3つのステージを設けて審議を進めていく

第1ステージ：鴻巣市下水道事業の課題の審議

第2ステージ：基本方針の審議

第3ステージ：目標実現に向けた取り組み及び
事業計画と財政の見通しの審議

審議の進め方

【審議の仕方】

《事務局案説明》

- 事務局から経営戦略改訂版（案）（事務局案）を説明

《委員間審議》

- 事務局と委員間で内容確認などの質疑
- 委員間で意見を述べ合い、審議を重ね、必要に応じて事務局
または委員から案を追加・修正
- 会長が会議毎に、審議会としての方向性を確認

審議の進め方

【パブリックコメントの実施】

住民への情報の提供に努めるとともに、住民に意見をお聴きする

【審議会】

パブリックコメントを反映させたビジョン修正案の審議

答申案の作成



答 申